

農用地区域変更明細表（除外関係）

県提出番号	地区区域名	農用地区域から除外する地番	地目	面積 ㎡	変更理由 (利用目的等)	除外する理由
1	上川	上佐島町562-12	畑	600	住宅型有料老人ホーム	住宅型有料老人ホームの用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
2	上川	朝倉町16-6	田	345	自己用専用住宅	自己専用住宅の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
3	上川	朝倉町975	田	1513の内800	店舗	店舗の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
4	上川	後閑町256-3	畑	499	自己用専用住宅	自己専用住宅の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
5	上川	後閑町256-5	畑	198	自己用専用住宅	自己専用住宅の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。

農用地区域変更明細表（除外関係）

県提出番号	地区区域名	農用地区域から除外する地番	地目	面積 ㎡	変更理由 (利用目的等)	除外する理由
1006	上川	下佐鳥町288	田	1332の内563	道路用地	法第10条第4項に該当するため。
1007	上川	下佐鳥町443	田	2884の内9.36	道路用地	法第10条第4項に該当するため。
8	上川	宮地町162-1	田	2934	倉庫	倉庫の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
9	上川	宮地町163-1	田	2948	倉庫	倉庫の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
10	南部	西善町369-1	畑	1154の内330	自己用専用住宅	自己専用住宅の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。

農用地区域変更明細表（除外関係）

県提出番号	地区区域名	農用地区域から除外する地番	地目	面積 ㎡	変更理由	除外する理由
					(利用目的等)	
11	南部	西善町848-1	畑	601の内478	自己用専用住宅	自己専用住宅の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
12	南部	西善町1046-1	畑	1263の内401	自己用専用住宅	自己専用住宅の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
13	南部	西善町1046-4	畑	77	自己用専用住宅	自己専用住宅の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
14	南部	山王町67-1	畑	323	自己用専用住宅	自己専用住宅の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
15	南部	中内町165	田	3094の内500	自己用専用住宅	自己専用住宅の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。

農用地区域変更明細表（除外関係）

県提出番号	地区区域名	農用地区域から除外する地番	地目	面積 ㎡	変更理由 (利用目的等)	除外する理由
16	南部	横手町66	畑	238	露天資材置場	露天資材置場の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
17	南部	亀里町845	畑	1249の内604	日用品雑貨店舗用地	日用品雑貨店舗用地の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
18	南部	亀里町845	畑	1249の内645	店舗	店舗の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
19	南部	新堀町58-2	田	430	貸露天駐車場	貸露天駐車場の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
20	南部	新堀町58-5	田	102の内101	貸露天駐車場	貸露天駐車場の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。

農用地区域変更明細表（除外関係）

県提出番号	地区区域名	農用地区域から除外する地番	地目	面積 ㎡	変更理由 (利用目的等)	除外する理由
21	南部	新堀町59-6	田	2017	貸露天駐車場	貸露天駐車場の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
22	南部	力丸町243-1	畑	862の内492	自己用専用住宅	自己専用住宅の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
23	南部	力丸町244-2	畑	143の内36	自己用専用住宅	自己専用住宅の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
24	南部	房丸町106	田	2972	倉庫	倉庫の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
25	南部	房丸町107	田	2975	倉庫	倉庫の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。

農用地区域変更明細表（除外関係）

県提出番号	地区区域名	農用地区域から除外する地番	地目	面積 ㎡	変更理由 (利用目的等)	除外する理由
26	南部	房丸町108	田	2980	倉庫	倉庫の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
27	南部	房丸町109-1	田	1490	倉庫	倉庫の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
28	南部	房丸町109-2	田	826	倉庫	倉庫の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
29	南部	房丸町109-3	田	668	倉庫	倉庫の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
30	南部	房丸町110-2	田	286	倉庫	倉庫の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。

農用地区域変更明細表（除外関係）

県提出番号	地区区域名	農用地区域から除外する地番	地目	面積 ㎡	変更理由 (利用目的等)	除外する理由
31	南部	房丸町110-3	田	396	倉庫	倉庫の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
32	南部	房丸町112-1	畑	587	倉庫	倉庫の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
33	南部	房丸町113-1	畑	568	倉庫	倉庫の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
34	南部	房丸町114-1	畑	409	倉庫	倉庫の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
35	南部	房丸町115-1	畑	680	倉庫	倉庫の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。

農用地区域変更明細表（除外関係）

県提出番号	地区区域名	農用地区域から除外する地番	地目	面積 ㎡	変更理由 (利用目的等)	除外する理由
36	芳賀	小神明町47-1	畑	1066の内396	自己用専用住宅	自己専用住宅の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
37	芳賀	端気町518-1	畑	1316の内310	自己用専用住宅	自己専用住宅の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
38	桂萱	上沖町549-11	畑	343	自己用専用住宅	自己専用住宅の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
39	桂萱	西片貝町二丁目410	畑	1843の内333	露天駐車場	露天駐車場の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
40	桂萱	東片貝町702-1	田	154	露天駐車場	露天駐車場の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。

農用地区域変更明細表（除外関係）

県提出番号	地区区域名	農用地区域から除外する地番	地目	面積 ㎡	変更理由 (利用目的等)	除外する理由
41	桂萱	東片貝町702-2	田	252	露天駐車場	露天駐車場の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
42	桂萱	東片貝町703-1	田	779の内500	自己用専用住宅	自己専用住宅の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
43	桂萱	上泉町334	畑	1051の内500	自己用専用住宅	自己専用住宅の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
44	桂萱	上泉町1597-4	畑	288	自己用専用住宅	自己専用住宅の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
45	桂萱	上泉町2063-2	畑	800	露天資材置場	露天資材置場の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。

農用地区域変更明細表（除外関係）

県提出番号	地区区域名	農用地区域から除外する地番	地目	面積 ㎡	変更理由 (利用目的等)	除外する理由
46	桂萱	亀泉町595-1	畑	1321の内450	自己用専用住宅	自己専用住宅の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
47	桂萱	亀泉町743-5	畑	302	自己用専用住宅	自己専用住宅の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
48	桂萱	荻窪町762-1	畑	722	露天資材置場・露天駐車場	露天資材置場・露天駐車場の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
49	桂萱	荻窪町1004-1	畑	671	露天資材置場	露天資材置場の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
50	桂萱	堤町286-1	畑	1019の内365	自己用専用住宅	自己専用住宅の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。

農用地区域変更明細表（除外関係）

県提出番号	地区区域名	農用地区域から除外する地番	地目	面積 ㎡	変更理由	除外する理由
					(利用目的等)	
51	桂萱	江木町102-1	畑	627の内500	自己用専用住宅	自己専用住宅の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
52	桂萱	江木町1010-4	田	201	露天駐車場	露天駐車場の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
53	桂萱	江木町1012-2	畑	604	露天駐車場	露天駐車場の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
54	桂萱	江木町1012-3	田	858	露天駐車場	露天駐車場の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
55	桂萱	江木町1012-4	田	568	露天駐車場	露天駐車場の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。

農用地区域変更明細表（除外関係）

県提出番号	地区区域名	農用地区域から除外する地番	地目	面積 ㎡	変更理由 (利用目的等)	除外する理由
56	桂萱	江木町1341-8	畑	1563の内265	自己用専用住宅	自己専用住宅の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
57	総社	総社町総社2509	畑	1260	児童発達支援事業所	児童発達支援事業所の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
58	総社	総社町総社2645-1	畑	606	自己用専用住宅	自己専用住宅の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
59	南橋	上細井町235-1	畑	915	太陽光発電施設	太陽光発電施設の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれもなく、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
1060	南橋	上細井町512-1	畑	339の内23	道路用地	法第10条第4項に該当するため。

農用地区域変更明細表（除外関係）

県提出番号	地区区域名	農用地区域から除外する地番	地目	面積 ㎡	変更理由 (利用目的等)	除外する理由
1061	南橋	上細井町512-3	畑	355の内44	道路用地	法第10条第4項に該当するため。
62	南橋	川端町146-1	畑	510の内390	自己用専用住宅	自己専用住宅の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
63	南橋	田口町825-1	田	889の内500	自己用専用住宅	自己専用住宅の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
64	清里	青梨子町1681-1	畑	375	自己用専用住宅	自己専用住宅の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
65	木瀬	野中町325-3	畑	341	自己用専用住宅	自己専用住宅の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。

農用地区域変更明細表（除外関係）

県提出番号	地区区域名	農用地区域から除外する地番	地目	面積 ㎡	変更理由	除外する理由
					(利用目的等)	
66	木瀬	野中町325-4	畑	277	自己用専用住宅	自己専用住宅の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
67	木瀬	野中町326-5	畑	61	自己用専用住宅	自己専用住宅の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
68		欠番		0		
69	木瀬	小島田町647-1	畑	785の内500	自己用専用住宅	自己専用住宅の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
70	木瀬	筑井町835-4	畑	441	自己用専用住宅	自己専用住宅の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。

農用地区域変更明細表（除外関係）

県提出番号	地区区域名	農用地区域から除外する地番	地目	面積 ㎡	変更理由 (利用目的等)	除外する理由
71	木瀬	小屋原町622-1	田	572	露天資材置場・露天駐車場	露天資材置場・露天駐車場の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
72	木瀬	小屋原町623-1	田	1046	露天資材置場・露天駐車場	露天資材置場・露天駐車場の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
73	木瀬	上増田町1855-2	畑	196	自己用専用住宅	自己専用住宅の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
74	木瀬	下大島町130-5	田	495	露天資材置場・露天駐車場	露天資材置場・露天駐車場の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
75	木瀬	下大島町132-2	畑	188	露天資材置場・露天駐車場	露天資材置場・露天駐車場の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。

農用地区域変更明細表（除外関係）

県提出番号	地区区域名	農用地区域から除外する地番	地目	面積 ㎡	変更理由 (利用目的等)	除外する理由
76	荒砥	下大屋町185-3	畑	912の内250	農家住宅の宅地拡張	農家住宅の宅地拡張の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、隣接地に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
77	荒砥	下大屋町263-1	畑	523	露天資材置場・露天駐車場	露天資材置場・露天駐車場の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
78	荒砥	富田町785-2	畑	100	境内地	境内地の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、隣接地に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
79	荒砥	荒子町715-1	畑	2844の内217	農家住宅の宅地拡張	農家住宅の宅地拡張の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、隣接地に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
80	荒砥	荒子町1215-1	畑	1599の内500	自己用専用住宅	自己専用住宅の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。

農用地区域変更明細表（除外関係）

県提出番号	地区区域名	農用地区域から除外する地番	地目	面積 ㎡	変更理由 (利用目的等)	除外する理由
81	荒砥	西大室町1614-6	畑	315	自己用専用住宅	自己専用住宅の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
82	荒砥	飯土井町1219-6	畑	323	自己用専用住宅	自己専用住宅の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
83	荒砥	二之宮町425-2	田	838の内260	宅地拡張	宅地拡張の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、隣接地に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
84	荒砥	今井町963-3	畑	1881	太陽光発電施設	太陽光発電施設の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
85	大胡	茂木町1067-1	畑	4359の内4249	建売分譲住宅	建売分譲住宅の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。

農用地区域変更明細表（除外関係）

県提出番号	地区区域名	農用地区域から除外する地番	地目	面積 ㎡	変更理由 (利用目的等)	除外する理由
86	大胡	堀越町1621-1	畑	333	宅地拡張	宅地拡張の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、隣接地に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
87	大胡	滝窪町1232-1	畑	1275	太陽光発電施設	太陽光発電施設の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
88	大胡	滝窪町1232-5	畑	331	太陽光発電施設	太陽光発電施設の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
89	大胡	河原浜町24-1	田	2563の内647	作業場・洗車場・駐車場・通路	作業場・洗車場・駐車場・通路の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
90	大胡	樋越町355-2	畑	2621の内500	自己用専用住宅	自己専用住宅の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。

農用地区域変更明細表（除外関係）

県提出番号	地区区域名	農用地区域から除外する地番	地目	面積 ㎡	変更理由 (利用目的等)	除外する理由
91	大胡	樋越町778	田	1055	太陽光発電施設	太陽光発電施設の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
92	宮城	鼻毛石町2104-1	畑	2246の内297	宅地拡張	宅地拡張の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、隣接地に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
93	宮城	鼻毛石町2253-2	畑	1567	太陽光発電施設	太陽光発電施設の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
94	宮城	柏倉町642	畑	484	自己用専用住宅	自己専用住宅の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
95	宮城	苗ヶ島町1556-1	畑	3787の内500	自己用専用住宅	自己専用住宅の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。

農用地区域変更明細表（除外関係）

県提出番号	地区区域名	農用地区域から除外する地番	地目	面積 ㎡	変更理由 (利用目的等)	除外する理由
96	粕川	粕川町込皆戸428-4	畑	185	自己用専用住宅	自己専用住宅の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
97	粕川	粕川町深津1197-3	田	61	露天資材置場・露天駐車場	露天資材置場・露天駐車場の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
98	粕川	粕川町深津1199-1	畑	1596	露天資材置場・露天駐車場	露天資材置場・露天駐車場の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
99	粕川	粕川町深津1199-2	畑	1123	露天資材置場・露天駐車場	露天資材置場・露天駐車場の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
100	粕川	粕川町深津1200-1	田	612	露天資材置場・露天駐車場	露天資材置場・露天駐車場の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。

農用地区域変更明細表（除外関係）

県提出番号	地区区域名	農用地区域から除外する地番	地目	面積 ㎡	変更理由	除外する理由
					(利用目的等)	
101	富士見	富士見町横室154-2	畑	621の内500	自己用専用住宅	自己専用住宅の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
102	富士見	富士見町原之郷259-5	畑	500	事務所、倉庫及び露天駐車場	事業所、倉庫及び露天駐車場の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
103	富士見	富士見町小沢189-1	畑	826	貸住宅	貸住宅の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
104	富士見	富士見町時沢1633-1	畑	244	自己用専用住宅	自己専用住宅の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
105	富士見	富士見町時沢1633-8	畑	4	宅地拡張	宅地拡張の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、隣接地に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。

農用地区域変更明細表（除外関係）

県提出番号	地区区域名	農用地区域から除外する地番	地目	面積 ㎡	変更理由 (利用目的等)	除外する理由
106	富士見	富士見町時沢1633-9	畑	19	宅地拡張	宅地拡張の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、隣接地に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
107	富士見	富士見町時沢2313-1	畑	728	建売分譲住宅	建売分譲住宅の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
108	富士見	富士見町時沢2314-1	畑	592の内45	宅地拡張	宅地拡張の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、隣接地に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
109	富士見	富士見町時沢2314-1	畑	592の内530	建売分譲住宅	建売分譲住宅の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
110	富士見	富士見町時沢2337	田	1947	露天資材置場・露天駐車場	露天資材置場・露天駐車場の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。

農用地区域変更明細表（除外関係）

県提出番号	地区区域名	農用地区域から除外する地番	地目	面積 ㎡	変更理由 (利用目的等)	除外する理由
111	富士見	富士見町時沢2339	田	993	露天資材置場・露天駐車場	露天資材置場・露天駐車場の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
112	富士見	富士見町時沢2341-1	田	499	露天資材置場・露天駐車場	露天資材置場・露天駐車場の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
113	富士見	富士見町時沢2343-1	畑	198	露天資材置場・露天駐車場	露天資材置場・露天駐車場の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
114	富士見	富士見町時沢2348-1	畑	1125	露天資材置場・露天駐車場	露天資材置場・露天駐車場の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
115	富士見	富士見町時沢2618-2	畑	857	農家住宅の宅地拡張	農家住宅の宅地拡張の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、隣接地に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。

農用地区域変更明細表（除外関係）

県提出番号	地区区域名	農用地区域から除外する地番	地目	面積 ㎡	変更理由 (利用目的等)	除外する理由
1116	富士見	富士見町小暮1718-1	畑	1284の内5.41	道路用地	法第10条第4項に該当するため。
117	富士見	富士見町小暮1906-2	畑	4996の内490	農家住宅の宅地拡張	農家住宅の宅地拡張の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、隣接地に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
118	富士見	富士見町小暮1906-2	畑	4996の内500	自己用専用住宅	自己専用住宅の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
119	富士見	富士見町小暮2037-1	田	1866の内231	宅地拡張	宅地拡張の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、隣接地に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
120	富士見	富士見町小暮2037-1	田	1866の内498	自己用専用住宅	自己専用住宅の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。

農用地区域変更明細表（除外関係）

県提出番号	地区区域名	農用地区域から除外する地番	地目	面積 ㎡	変更理由 (利用目的等)	除外する理由
121	富士見	富士見町小暮2476-97	畑	446	露天駐車場	露天駐車場の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
122	富士見	富士見町石井955-1	畑	377の内250	自己用専用住宅	自己専用住宅の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
123	富士見	富士見町石井955-8	畑	448の内57	自己用専用住宅	自己専用住宅の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
124	富士見	富士見町赤城山1204-62	畑	4321	倉庫・工場及び露天駐車場	倉庫・工場及び露天駐車場の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。